

令和元年第1回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年5月10日（金）
午後3時00分開会 午後4時40分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階会議
3. 出席委員（農業委員12名）

1番 古川 憲吾	2番 河井 孝之	3番 中田 安義
4番 黒田 球貴	6番 岩木 國明	7番 梶原 安行
8番 岡 真由美	9番 是佐 恵美子	10番 木浦 紀幸
12番 山田 政則	13番 沖村 弓枝	14番 河野 義刀

（推進委員10名）

岩本 博志	岡村 昭男	吉田 雅子	平尾 和彦	堀田 良昭
三田 邦男	神鳥 正貴	松井 祥壮	倉本 良夫	新竹 睦男
4. 欠席委員（2名）

5番 中山 誠治	11番 槇本 健児	
推進委員 登 宏太郎	推進委員 土谷 基治	推進委員 正木 カズヨ
5. 議事録署名委員

2番 河井 孝之	3番 中田 安義
----------	----------
6. 会議に出席した委員以外の者 なし
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	松田 成基
局長補佐	河内 光也
主 事	武田 枝梨加
（佐伯支所）主 査	西田 昭子
（吉和支所）専門員	西本 真
（大野支所）主 査	小林 公明
（宮島支所）主任主事	佃 雅文
8. 会議に諮った議題
《審議事項》

(1) 議案第 1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(2) 議案第 2号	農地法第3条の規定による許可申請について
(3) 議案第 3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
(4) 議案第 4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

(1) 報告第 1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
(2) 報告第 2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
9. その他

(開会 午後 3時00分)

事務局	<p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから令和元年第1回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の出席委員は12、欠席委員が2名ということでございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員を指名します。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定によりまして、2番の河井委員、3番の中田委員のご両名にお願いをいたします。</p>
事務局	<p>それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。 それでは、議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、ご説明申し上げます。 それでは、座って説明をさせていただきます。 議案書は3ページ、位置図は1ページになります。 番号11番、農地の所在地は、玖島字下大町、登記地目は田です。 関係者は、議案記載のとおりです。 面積は3筆で、5,521平方メートルで、利用目的は田です。 公告日から令和4年3月31日まで使用貸借の新規設定を行うものでございます。 いずれも、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。 以上で、議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>7番の梶原委員、よろしく申し上げます。</p>
7番委員	<p>7番、梶原です。番号11番について、ご報告いたします。これは、設定する方が遠方でございまして、今回も引き続いて貸すということです。これは、継続ですが、以前は賃貸借で行っておられたものが、今回、使用貸借に変わったため、新規ということになっております。設定を受ける方は、地元の方でございますが、高齢であるということで、今回3年の設定ということで行われているものです。何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま地元委員の説明ございましたが、これについて皆様のご意見、ご質問があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案書の5ページ、農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号123番、124番については、議席番号10番の木浦委員が関係する案件のため、番号102番、105番、122番を先に審議をいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明申し上げます。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号102番、105番、122番について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は5ページ、位置図は2ページから4ページになります。</p> <p>番号102番、農地の所在地は、峠字土居、登記地目は畑です。関係者は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>権利の理由移転といたしまして、譲渡人は高齢のため耕作が困</p>

難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し便利であるため、経営規模を拡大するもので、有償の所有権移転となります。

続きまして、番号105番、農地の所在地は、上平良字群塚、登記地目は田です。

関係者は、議案記載のとおりです。

権利の移転理由といたしまして、譲渡人は遠方のため耕作が困難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し、経営規模を拡大するもので、有償の所有権移転となります。

続きまして、番号122番、農地の所在地は、宮内字東岡迫、登記地目は畑です。

関係者は、議案記載のとおりでございます。

権利の理由移転といたしまして、譲渡人は高齢のため耕作が困難、譲受人は現在耕作している農地に隣接し、経営規模を拡大するもので、有償の所有権移転となります。

いずれも、譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号102番、105番、122番について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

推進委員の三田委員、お願いします。

三田推進委員

ナンバー102について、説明をいたします。位置図は2ページをご覧ください。平成31年4月18日に河井委員、譲受人、事務局2名、私の5名で現地を確認しました。譲渡人は、体力的に管理が非常に難しいとの理由で現状は未耕作状態であり、2地番を譲り渡すものであります。譲受人ですが、既に隣接の農地に仮設倉庫を構えて、農機具も備えており、休日には家庭菜園を行っておられます。譲受け後は、譲受けの農地を含めて、果樹園、柿、梅、栗を植えることを計画されているとのことでございます。特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

続いて、是佐委員。

9番委員

105番について説明します。4月15日に登推進委員、事務局職員で現地を確認に行きました。所有者は、アメリカに住んでおられるので、所有権を譲られました。土地も隣に隣接しており、何の問題もなく耕作されるものと思われまますので、ご審議のほど

	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続いて、岩本委員。</p>
岩本推進委員	<p>推進委員の岩本です。122番について、ご説明いたします。4月15日に中山委員、事務局、私の4名で現地を確認いたしました。〇〇さんは高齢で耕作が困難ということで、隣接しております〇〇さんに有償移転ということでございます。周辺に対して問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>これについて、ご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号102番、105番、122番について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号102番、105番、122番について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号123番、124番について議案としますが、先ほど言いましたように、木浦委員の退席をお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 退席＝</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは説明申し上げます。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号123番、124番について、ご説明申し上げます。議案書は6ページ、位置図は5ページになります。番号123番、農地の所在地は、津田字下内山、登記地目は田です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由といたしまして、譲渡人は遠方のため耕作が困難、譲受人は自宅に農地が隣接し便利であるため、新規に取得するもので、無償の所有権移転でございます。</p>

続きまして、番号 1 2 4 番、農地の所在地は、津田字下内山、登記地目は田です。

関係者は、議案記載のとおりです。

権利の移転理由といたしまして、譲渡人は譲受人の希望による譲渡、譲受人は自宅に農地が隣接し便利であるため、新規に取得するもので、有償の所有権移転でございます。

いずれも、譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積 1 0 アールを超えており、以前から同居の父の農業を手伝っています。以上のことから、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

以上で、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 1 2 3 番、1 2 4 番について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区委員の意見をお伺いいたします。

松井推進委員、1 2 3 番、1 2 4 番両方、お願いします。

松井推進委員

推進委員の松井です。番号 1 2 3、1 2 4 は、関連案件なので一括してご説明申し上げます。4 月 1 7 日に会長、木浦委員、事務局 2 名で現地確認を行いました。譲受人の自宅が地図の網かけがある現地のすぐ下になります。この子供さんが取得されます。現地は 2 番地ありますが、まち直して一画地になっておりました。そのときの状況は、全体に耕起がされておりました。あぜ際も土あげが済んで、管理状況は良好でございました。譲り受け後の計画にあります水稻作の準備が整っておりました。特に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、この案件についてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 1 2 3 番、1 2 4 番について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 1 2 3 番、1 2 4 番について、許可することに決定をいたします。

木浦委員、戻ってください。

議長

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。
議案書は7ページ、位置図は6ページ、7ページになります。
番号110番、農地の所在地は、永原字下中組の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆で、1,193平方メートルの申請です。
関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。
続きまして、番号113番、農地の所在地は、上平良字河野原の第2種農地、登記地目は田、面積は1筆で、122平方メートルの申請です。
関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由といたしまして、進入路として利用するための申請でございます。
この案件は、平成30年10月の総会において、一時転用の許可を行ったものであり、許可期間が満了するため、永久転用の申請を行ったものでございます。
いずれも、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査いたしましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。
以上で、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区委員の意見をお伺いします。
三田委員、お願いします。

三田推進委員

説明をいたします。110番をご覧ください。
位置図は、6ページの着色部で、永原の中間付近です。4月18日に河井委員と申請者、それと事務局2名と私の5名で現地確認を行いました。申請者は、将来的なことを考え、要は農業ができなくなったことを考えて、現在休耕田となっております地番に太陽光発電設備を設けるものでございます。設置場所は、設置者宅に隣接しており、日照条件も非常に良く申し分はありません。また、設備の下には防草シート、周辺にはフェンスを設けるという計画がありますので、問題はないと思われれます。ご審議の

	<p>ほどよろしく願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて、113番、是佐委員。</p>
9番委員	<p>113番について説明します。以前、転用があり許可を頂いた土地の隣接地になります。このたび奥を駐車場にするため、進入路として利用されるということです。周辺に影響はないものと思われまゝ。ご審議のほどよろしく願ひいたします。</p>
議長	<p>それではこれにつきまして、ご意見、ご質問等があれば願ひをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>それでは、お諮りをします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませぬか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明をさせていただきます。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は8ページから14ページ、位置図は7ページから15ページになります。</p> <p>始めに番号39番、農地の所在地は、下の浜の第2種農地、登記地目は畑です。面積は20筆で、1,669.88平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由といたしまして、庭敷地として利用するための申請です。</p> <p>この案件につきましては、都市計画区域内外の線引きが存在するため、報告第2号、番号79番に関連議案があります。</p> <p>続きまして、番号97番、農地の所在地は、浅原字堂ヶ原の第2種農地、登記地目は田です。面積は1筆で、100平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>続きまして、番号98番、農地の所在地は、津田字江尻の第2種農地、登記地目は田です。面積は7筆で、1,615.2平方メートルの申請です。</p>

関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。
続きまして11ページ、番号99番、農地の所在地は、津田字小更の第2種農地、登記地目は田です。面積は2筆で、1,401平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。
続きまして、番号100番、農地の所在地は、大野字四拾八坂の第2種農地、登記地目は田、面積は1筆で、143平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、庭敷地として利用するための申請で、譲渡人が農地転用の手続を行わず使用していたもので、顛末書が提出されています。
続きまして、番号106番、農地の所在地は、宮内字西畑口の第2種農地、登記地目は畑及び田です。面積は2筆で、166平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由といたしまして、駐車場として利用するための申請で、譲渡人が農地転用の手続を行わず使用していたもので、顛末書が提出されています。
続きまして、ページ12ページ、番号107番、農地の所在地は、玖島字正ノ原の第2種農地、登記地目は田、面積は1筆で、1,274平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。
続きまして、108番、農地の所在地は、同じく玖島字正ノ原の第2種農地、登記地目は田です。面積は1筆で、1,321平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。
続きまして、番号109番、農地の所在地は、大野字鴉ヶ岡の第2種農地、登記地目は畑で、面積は1筆で、696平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由といたしまして、植林として山林として利用するための申請で、譲り渡し人が農地転用の手続を行わず利用していたもので、始末書が提出されています。
続きまして、13ページ、番号111番になります。農地の所在地は、上平良字河野原の第2種農地、登記地目は田、面積は1筆のうち、437平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、資材置き場として利用するための申請です。
続きまして、番号112番、農地の所在地は、上平良字河野原の第2種農地、登記地目は田、面積は1筆で、826平方メートル

	<p>ルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由といたしまして、駐車場として利用するための申請で、平成30年10月に一時転用の許可を行ったものでありますけれども、許可期間が満了するため、永久転用の許可申請を行ったものでございます。</p> <p>続きまして、番号114番、農地の所在地は、上平良字河野原の第2種農地、登記地目は田、面積は2筆で、1,269平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、駐車場として利用するための申請で、平成30年10月に一時転用の許可を行ったものですが、許可期間が満了するため、永久転用の許可申請を行ったものでございます。</p> <p>続きまして、14ページ、番号115番、116番、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p> <p>農地の所在地は、津田字別府、第2種農地、登記地目は田、面積は3筆で、1,625平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。</p> <p>いずれも書類審査後、地区担当委員と事務局で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>数が多くあります。吉田委員。</p>
<p>吉田推進委員</p>	<p>推進委員の吉田です。番号39番について、説明いたします。</p> <p>3月22日に山田委員と事務局とで現地確認へ行ってきました。全て休耕中となっています。地図は8ページです。79番が関係し市街地領域のため届出も提出されています。39番の土地と、その真ん中の家屋とその前の畑の全部を一括でまとめて購入し自宅庭敷地として使用されるものです。基本的には現状のまま使用されます。議案書を見ていただければ分かると思いますが、細かく分筆されています。これは、お墓の土地として利用するために細かく分筆されていました。周囲に影響はなく、特に問題はないと思われれます。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、古川委員。</p>
<p>1番委員</p>	<p>1番の古川です。番号97ですが、4月15日に正木委員と事</p>

務局 2 名とで業者立ち会いのもと現地確認を行いました。地図は 9 ページでございます。赤い印の左隣は、前々回の総会で審議していただいた農地で太陽光の設置が既に確定をしています。今回は、その農地の隣接地です。この農地は、栗の木を植えてはいるものの、管理は不十分でございます。従いまして、当該農地を含めて、隣接地と一体的に利用したいという意向があり、計画を進めているということでございます。施工の業者にも立ち会っていただき、フェンスと防草シートの設置について確認をしました。さらに、排水についても、南側の排水路が、道路のそばにあり、そちらに水を組み込むとということでございます。こちらも、そのように要望いたしました。周辺には、耕作中の農地はなく、特に問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

続いて、木浦委員。

10 番委員

10 番、木浦です。番号 98 番について説明します。位置図は、10 ページです。会長、事務局 2 名、私の 4 名と工事の会社員の 2 名で現地確認を行いました。課題として、防草シートについて、会長が現場で言われたのですが、今は、防草シートをせず、何年か後にするということでした。これはあくまでも現場で口頭でのやりとりです。その後、事務局が直接譲受人に連絡をとったのですが、現在まで確実な返答はありません。隣接地が耕作農地であるため、太陽光パネルを地図上の印の右側の造成地から運び込んで設置するということです。工事業者は、現地調査の時には、草の管理はするということ返答はあったのですが、防草シートは差し向きはしないということになっているようです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、番号 99 番についてですが、これもやはり 4 月 17 日に会長、事務局 2 名、私の 4 名で現場に行きました。位置図は、11 ページです。この業者は、自社でパネルを設置するということです。譲受人の会社の関係者も現場に来られていました。防草シートもフェンスも設置するということです。管理的には問題はないと思われれます。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

木浦委員、番号 115 と 116 も一緒にお願いします。

10 番委員

番号 115、116、これは譲渡人、譲受人が同一です。同じく 4 月 17 日に会長、事務局 2 名、私の 4 名で現場に行きました。位置図は、11 ページです。譲渡人は、高齢で耕作できないということで自宅そばの農地を手放されるということです。この現地調査の時は、工事業者が立ち会ってくれました。もちろん口頭ですが、防草シート、フェンスの設置をし、隣接に迷惑がかからないように維持管理はしますと工事業者は言われていました。ご

	審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議長	それでは、100番を山田委員、お願いします。
12番委員	山田です。位置図は12ページです。100番の説明をします。譲渡人と譲受人は、おじ、お婆の関係にあります。4月17日に吉田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。譲渡人の祖父が昭和54年ごろに家を建てたその時から既にこの土地は庭敷地として利用していたそうです。所有権移転をするときに気付いたようですが、長年に渡り、庭敷地として利用されており、仕方がないことと思われまし、顛末書がそのために提出されています。他に影響があることはないと思われまし、ご審議のほどよろしくお願いたし、ます。
議長	それでは、106番、岩本委員。
岩本推進委員	推進委員の岩本です。106番についてご説明いたし、ます。4月15日に中山委員、事務局、私で現地を確認いたし、ました。位置図は13ページです。譲受人が駐車場として利用するため、でございます。周辺には、田んぼとか畑もござい、ますが、その農地への影響はないと思われ、ます。ご審議のほどよろしくお願いたし、ます。
議長	続きまして107番、堀田委員。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。ナンバー107番、108番について説明し、ます。位置図は、14ページです。4月16日、岩木委員と事務局2名と現地調査を行いました。ナンバー107番と108番は、譲渡人が同一であり、また譲受人も同一グループに所属されており一緒に説明し、ます。譲渡人は、住所地とは違う地域に居住されているため、農作業が十分にできない状況で、長い期間休耕田となっております。今回の申請は、太陽光発電施設の設置を目的とする農地転用であり、現地調査時、合流した仲介業者の方から防草シート、フェンスの設置を行うと説明を受け、ました。周辺農地への影響も考えられ、ず、農地転用については問題ないと思われ、ます。ご審議のほどよろしくお願いたし、ます。
議長	続きまして、山田委員、お願いします。
12番委員	109番についてご説明し、ます。4月17日に吉田推進委員、事務局、私で現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係です。現場は、ほとんど山で見分けることが難しい状態でした。確かに畑のようなものがあり、ましたが、山から流れ出た土砂で、畑としては利用することが出来ないということから、植林し、山として使うという意向でござい、ます。また、始末書が出ている理

	<p>由ですが、既に植林している状況が見られたため提出されていません。以上です。別に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、111番、12番、14番、是佐委員、お願いします。</p>
9番委員	<p>9番、是佐です。111番について説明します。4月15日、登推進委員、事務局職員、私で現地確認を行いました。位置図は、7ページです。111番は、露天資材置き場として借りられるということです。特に問題なく、周辺農地への影響もないと思われまます。</p> <p>次、112番は、これは以前に申請が出されて許可している案件ですが、今回奥に向けて駐車場を広げて進入路としました。また駐車場として、以前から車が置いてあり、顛末書が提出されています。114番も112番と同様で、顛末書が提出されています。既に駐車場として利用されており、以前と同じであり、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>全部終わりました。議案第4号は、全部で14件です。植林、太陽光、駐車場などいろいろな説明がありましたが、太陽光のことで木浦委員が今の現状を説明されたようです。この14件につきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>新竹委員。</p>
新竹推進委員	<p>推進委員の新竹ですが、先ほど太陽光の説明で防草シートを現段階ではしないという話がありましたが、シートのあるなしでは草の生え方が違います。シートが難しいのなら、一月に一回は、草刈りをしてもらうよう要望はできないのでしょうか。</p>
議長	<p>私も現地で立ち会いました。木浦委員、事務局、松井委員もおられましたが、3年ほど草刈りをして、その後、防草シートをすると言うのです。次の現場は、防草シートもフェンスもしますという説明を受けました。木浦委員が説明されたとおりです。防草シートはしませんが、3年ぐらいは草刈りをしますのです、やらせてくださいということでした。</p>
7番委員	<p>太陽光の防草シートですが、いろんな材質があり、耐久性の短いものもあります。私の田の法面に張っているシートですが、3年、4年経過すると防草シートを突き抜けて雑草が生えているということもあります。フェンスについては義務化されていることですが、この防草シートも耐久年というのが指定されるようなことにはならないのでしょうか。田の法面に張っているシートの耐久年は10年ぐらが一番長いと聞いていますが、太陽光</p>

施設は20年であり、その途中で雑草が突き抜けて出るということも考えられます。防草シートは何年たったら張り替えなくてはならないというような規定を設けないと、シートを張る意味がないのではないのかと思うのですがいかがでしょうか。

議長

以前から私もそう思っておりました。法的な根拠ということもあり、当農業委員会の決定だけでは難しいということです。

それに、フェンスについても、様々な形態があり、施行する業者それぞれです。県や県農業会議に伺ってもなかなかはっきりした基準はありません。前から言っているように、国の段階で自然エネルギーの普及と農林水産省との農地の転用について十分な協議が必要だったのかとも考えます。フェンスについて言えば、平成29年に義務づけられたようです。この太陽光発電の転用許可案件に対して、国が自然エネルギーを重んじながら、どう考え思っているのか、局長は県会議ともいろいろ意見交換しておりますので、マイクを回しますのでよろしくお願いします。

事務局

今の話ですが、農地の転用ということは、その土地の一般要件、被害防除、資金がどうかなどを農業委員会で審査するわけですが、今言われているような防草シートが何年のものをと、転用された後の太陽光発電システムの維持管理の話になるので、どこまで農業委員会が責任を持たなければならないのか、皆様の気持ちはよくわかりますが、法的に何もない以上、難しいと考えています。

それと、今のところ譲受人が管理するという話をされている以上は、それを信じるしかありません。様子を見て、もしされていないようなら、現地確認の時に管理すると言ったのではないですかという事を相手方に話すことはできます。そのことで許可を出さないというのは、今の法制度では、根拠がありません。不許可にしたときの根拠を問われたときに、答えようがなく、反論のしようがない状況だと思います。

委員の方は、様々な思いがあると思いますが、お願いはお願いとして、周りに農地があるので維持管理はしっかりとしてくださいと言うしかないと思います。

そして、国が最初に考えたのは、地方で発電して、地方の人が使うということがベースだったのですが、どこかで商売のほうへ行ってしまったのかもしれませんが、あくまでも個人的見解ですが、4条で個人が自分の農地で太陽光をするのは別に問題はないと思うのですが、国の施策の中で5条まで許可したことはいかがかなと考えています。

繰り返しになりますが、あくまでもお願いはお願いです。周りから苦情を言われて、草刈りをお願いしたところも何件もあります。一応、所有者にはお願いしています。農業委員会は、あくまでも転用がどうかという判断をするところなので、ガイドライン上満たしていれば当然許可となります。逆に向こうから言わせる

	と農業委員会が許可したのだからという話になるかもしれませんが、そこはもう線を引いて考えないといけませんし、今の法体制の中では難しいと考えています。以上です。
議長	今、局長からよい説明がありましたが、せめて防草シートぐらいはと私は思いますが、どうぞ。
1 番委員	9 8 番ですが、進入路がないので、赤い網かけの右上というか、四角がありますが、1 0 ページの地図で見ますと、進入路がありません。地図には、田の間に四角い印がありますが、そこを進入路として使うということですか。
1 0 番委員	そうです。右隣に造成地があるので、そこから資材を運びます。四角い印は、高圧線、鉄塔です。
1 番委員	これは鉄塔なのですね。 気になったのは、周りが全部田ですが、その場合の排水は、どのようになっているのですか。
1 0 番委員	恐らく排水は、この赤印の上側の点線が里道水路です。この里道水路から、今まで田の水も開けていたはずですが。排水もしていたということですか。
1 番委員	それにつなげるということになるのですね。
1 0 番委員	そうですね。
1 番委員	その水路を使うとなると、水利権はどうなるのですか。
議長	太陽光には水利権は。
1 番委員	関係ないです。ただ、排水として使うという場合は。
議長	雨水です。
1 0 番委員	そうです。汚水でなく、雨水です。
1 番委員	分かりました。
1 2 番委員	最近の新聞記事だったと思います。太陽光の設置でいろいろな問題が起きているので、周りや隣の農地所有者に承認を得ないといけないようなことを書いてあった気がしたのだが、所有者が同じだったら問題ないのですが。その辺は、さきほど事務局長が言われたように、今の段階では難しいかもしれません。
議長	9 8 番については、現場でもいろいろとお願いをし、3 年ぐら

い経った後は防草シートしますということで口頭での約束もしました。ただ、どこに居ようが、他の農家の農地に迷惑にならないように管理はしないとイケないと思います。

いろいろとご意見のあるところですが、ほかにございますか。ほかに意見等がないようですので、お諮りします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定します。

それでは、続いて、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、説明申し上げます。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明をさせていただきます。

議案書は15ページ、位置図は16ページになります。

今月の報告は、平成31年3月12日から平成31年4月11日までの間に受理した1件でございます。

この1件でございますけれども、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書の交付したところでございます。

以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。

ありませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

続いて、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明をさせていただきます。

議長

議案書は16ページから21ページ、位置図は8ページ、及び17ページから23ページになります。

今月の報告は、報告第1号同様、平成31年3月12日から平成31年4月11日までの間に受理した14件でございます。

報告のうち、番号60番、61番、94番は関連議案となっております。

番号79番につきましては、都市計画区域内外の線引きが存在するため、議案第4号に関連議案がございます。

番号63番、92番、93番については、始末書が提出されています。

番号85番については、顛末書が提出されています。

いずれも書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。

以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明を終わります。

事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いします。

ありませんか。

質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。

以上で、議事を終わります。

委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。
次回の第2回農業委員会総会は、6月6日(木)午前10時から廿日市市総合健康福祉センターの3階 講座室で行います。

(閉会 午後4時40分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長(議長)

廿日市市農業委員会委員(2番委員)

廿日市市農業委員会委員(3番委員)